



2025 年 5 月 8 日

各 位

会社名 リンテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 服部 真
コード番号 7966 東証プライム市場
問い合わせ先 取締役 専務執行役員
総務・人事本部長 海谷健司
(TEL. 03 - 5248 - 7711)

取締役（社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬制度の改定および監査等委員である取締役に対する
譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定および当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議しました。これらに関する議案（以下、「本議案」という。）を 2025 年 6 月 20 日開催予定の当社第 131 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 取締役（社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

1. 本制度の改定目的等

（1）本制度の改定目的

当社は、2018 年 6 月 21 日開催の当社第 124 期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役であるものおよび監査等委員であるものを除く。）に対して、自社株式保有をさらに促進することにより株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有させ、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、当社の社外取締役（監査等委員であるものを除く。）においても、自社株式保有をさらに促進することにより株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有させ、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、新たに本制度の対象に社外取締役（監査等委員であるものを除く。）を追加し、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「対象取締役①」という。）を対象とした本制度に改定することにいたしました。

（2）本制度の改定条件

改定後の本制度は、対象取締役①に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の改定は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、対象者を追加したことへの対応および役員報酬全体のインセンティブ比率拡大等を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する基本報酬（年額 420 百万円以内（うち社外取締役分は年額 30 百万円以内））および賞与（年額 150 百万円以内）とは別枠として、対象取締役①に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 80 百万円以内（うち社外取締役分は 10 百万円以内）として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役①に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役①は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役①に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役①が、上記の現物出資に同意していることおよび下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役①に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 40,000 株（うち社外取締役分は 5,000 株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役①との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①は、その割当てを受けた日から 30 年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役①に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役①が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満

了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

II. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役②」という。）を対象に、自社株式保有をさらに促進することにより株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有させ、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役①と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにいたしました。

対象取締役②に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、対象取締役②に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、対象取締役②に対する報酬に占める適切なインセンティブ比率水準を勘案いたしまして、当社の監査等委員である取締役の報酬額（年額 60 百万円以内）とは別枠として、対象取締役②に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 10 百万円以内、対象取締役②に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 5,000 株（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、対象取締役②に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の支給及び譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役②との間において、①一定期間、割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該譲渡制限付株式を無償取得することなどをその内容に含む対象取締役①が締結する上記 I.2.（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以上